

平成 29 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 29 年 6 月 8 日 提 出

目 次

同意第4号	人権擁護委員の推薦について	1
同意第5号	人権擁護委員の推薦について	2
同意第6号	農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者とする事について	3
同意第7号	農業委員会委員の任命について	4
同意第8号	農業委員会委員の任命について	5
同意第9号	農業委員会委員の任命について	6
同意第10号	農業委員会委員の任命について	7
同意第11号	農業委員会委員の任命について	8
同意第12号	農業委員会委員の任命について	9
同意第13号	農業委員会委員の任命について	10
同意第14号	農業委員会委員の任命について	11
同意第15号	農業委員会委員の任命について	12
同意第16号	農業委員会委員の任命について	13
同意第17号	農業委員会委員の任命について	14
同意第18号	農業委員会委員の任命について	15
同意第19号	農業委員会委員の任命について	16
議案第16号	東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について	17
議案第17号	東浦町附属機関設置条例の一部改正について	21
議案第18号	東浦町景観条例の一部改正について	22
議案第19号	平成29年度東浦町一般会計補正予算(第1号)	別添
議案第20号	工事請負契約の締結について(庁舎南倉庫建設工事)	24
議案第21号	工事委託協定の締結について(東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ増設工事委託)	25
議案第22号	平成28年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	26

同意第4号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

鈴木了三

提案理由

人権擁護委員鈴木了三が、平成29年9月30日任期満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第5号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

中村建志郎

提案理由

人権擁護委員中村建志郎が、平成29年9月30日任期満了となることに伴い、再任を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第6号

農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者とする事について

農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者としていたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

提案理由

農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者とするため提案するものである。

同意第7号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

石川 創

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第8号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

神谷正樹

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第9号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

鈴木元春

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第10号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

竹内園子

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第11号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

竹田正巳

提案理由

。農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第12号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

戸田忠良

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第13号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

戸田康政

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第14号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

長坂重吉

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第15号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

長坂吉和

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第16号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

原田 公子

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第17号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

古鷹清史

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第18号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

間瀬 廣海

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

同意第19号

農業委員会委員の任命について

次の者を平成29年7月20日から農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

水野 茂

提案理由

農業委員会委員が、平成29年7月19日任期満了となることに伴い、新たに委員を任命するため提案するものである。

議案第 16 号

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東浦町職員の退職手当に関する条例（昭和 45 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び項を改正後の欄の条及び項に改める。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 から 9 まで 略</p> <p>10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として町長が定める者のいずれかに該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め</u> <u>たもの</u></p> <p><u>イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由に</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 13 条 略</p> <p>2 から 9 まで 略</p> <p>10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p>

<p><u>より就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は町長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) 略</p> <p>12 から 17 まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 10 まで 略</p> <p>11 <u>平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 13 条第 10 項の規定の適用</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>(5) <u>公共職業安定所</u>の紹介した職業に就くため、又は町長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) 略</p> <p>12 から 17 まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 から 10 まで 略</p>
--	--

については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として町長が定める者に該当し、かつ、町長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由によ
法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内
り就職が困難な者であって、同法第 24
に居住し、かつ、町長が同法第 24 条の
条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当
2 第 1 項に規定する指導基準に照らし
する者として町長が定める者に該当し、
て再就職を促進するために必要な職業
かつ、町長が同項に規定する指導基準に
安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指
照らして再就職を促進するために必要
導を行うことが適当であると認めたも
の（アに掲げる者を除く。）
職業指導を行うことが適当であると認

めたもの
とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第 13 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 11 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退

職した東浦町職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて東浦町職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第13条第11項（第5号に係る部分に限り、東浦町職員の退職手当に関する条例第13条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 17 号

東浦町附属機関設置条例の一部改正について

東浦町附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町附属機関設置条例の一部を改正する条例

東浦町附属機関設置条例（平成 26 年東浦町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後			改正前		
別表（第 1 条関係）			別表（第 1 条関係）		
執行機関	名称	所掌事務	執行機関	名称	所掌事務
町長	東浦町男女共同参画推進委員会及び東浦町パートナーシップ推進事業補助金審査会 略		町長	東浦町男女共同参画推進委員会及び東浦町パートナーシップ推進事業補助金審査会 略	
	東浦町障害者計画等推進委員会	障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務		東浦町障害者計画・障害福祉計画推進委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務
	東浦町高齢者福祉推進協議会から東浦町地域福祉推進委員会まで 略			東浦町高齢者福祉推進協議会から東浦町地域福祉推進委員会まで 略	
教育委員会の項 略			教育委員会の項 略		

附 則

この条例は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

東浦町障害者計画・障害福祉計画推進委員会の名称を変更し、並びに所掌事務に障害児福祉計画の策定及び推進に関する事項についての調査審議に関する事務を加えるため提案するものである。

議案第 18 号

東浦町景観条例の一部改正について

東浦町景観条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町景観条例の一部を改正する条例

東浦町景観条例（平成 28 年東浦町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条及び別表を改正後の欄の条及び別表に改める。

改正後	改正前
<p>(景観形成重点区域)</p> <p>第 6 条 町長は、法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する<u>景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）</u>において、良好な景観の形成を図るため特に必要があると認める区域を景観形成重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。</p> <p>2 から 6 まで 略</p> <p>(条例で定める届出を要する行為)</p> <p>第 8 条 略</p> <p><u>2 景観計画区域において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合においても同様とする。</u></p> <p><u>(1) 愛知県屋外広告物条例（昭和 39 年愛知県条例第 56 号。以下「県条例」という。）第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る許可を要する行為</u></p> <p><u>(2) 県条例第 10 条第 1 項の規定による広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造に係る許可を要する行為</u></p>	<p>(景観形成重点区域)</p> <p>第 6 条 町長は、法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する<u>景観計画区域</u>において、良好な景観の形成を図るため特に必要があると認める区域を景観形成重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。</p> <p>2 から 6 まで 略</p> <p>(条例で定める届出を要する行為)</p> <p>第 8 条 略</p>

<p>(届出の方法)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>2 前条第2項の規定により届出を行う者は、規則で定める書類を当該届出に添付しなければならない。</u></p> <p>(助言又は指導)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 町長は、第8条第2項に規定する届出を行った者に対し、景観計画に定める良好な景観の形成のために必要な事項に適合するよう必要な助言をすることができる。</u></p> <p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>(1) 及び (2) 略</p>	<p>(届出の方法)</p> <p>第9条 略</p> <p>(助言又は指導)</p> <p>第10条 略</p> <p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p><u>(3) 愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号。以下「県条例」という。)に規定する次に掲げる許可を要する行為</u></p> <p><u>ア 県条例第5条第1項若しくは第2項又は第6条第5項若しくは第6項の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に係る許可</u></p> <p><u>イ 県条例第10条第1項の規定による広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造に係る許可</u></p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

屋外広告物の表示等に係る届出を、条例に基づき届け出ることとするため提案するものである。

議案第 20 号

工事請負契約の締結について（庁舎南倉庫建設工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 庁舎南倉庫建設工事 |
| 2 路線等の名称 | 東浦町役場 |
| 3 工 事 場 所 | 知多郡東浦町大字緒川字政所地内 |
| 4 工 事 概 要 | 鉄骨造 2 階建 延床面積 406.2 平方メートル 倉庫、車庫及び書庫の建築工事
既設倉庫兼車庫の取壊し工事 |
| 5 契 約 金 額 | 91,800,000 円 |
| 6 契約の相手方 | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1
東浦土建株式会社
代表取締役 長坂 勝之 |
| 7 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（総合評価落札方式） |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 21 号

工事委託協定の締結について（東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ増設工事委託）

下記のとおり工事委託協定を締結するものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 東浦町公共下水道森岡ポンプ場のポンプ増設工事委託 |
| 2 | 協定内容 | 雨水ポンプ増設
内訳
機械設備工事一式
電気設備工事一式 |
| 3 | 協定金額 | 285,000,000 円 |
| 4 | 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原 俊博 |
| 5 | 協定の方法 | 随意契約 |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 22 号

平成 28 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 28 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 452,143,585 円のうち 11,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、159,180,266 円を資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

平成 29 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

平成 28 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。